

SDGs 啓発広報物制作業務に係る仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

2 本業務に係る見積額の上限

200,000円（消費税額及び地方消費税相当額含む。）

3 契約業務の概要

本市では、令和3年10月に策定した「京都市SDGs 未来都市計画」に基づき本計画に掲げる取組を着実に推進するとともに、SDGs・レジリエンス・地方創生の一体的な推進に、力を入れて取り組んでいる。

SDGsの達成には、本計画に基づいた全庁を挙げた推進はもとより、公と民の連携拡大や、民と民との主体的な促進など、パートナーシップでの推進がますます重要となっている。今後、「自分ごと」だけでなく、「みんなごと」として推進する主体を更に増やすことで、本市の強みをさらに生かしたSDGs・レジリエンス・地方創生の一体的な推進に取り組み、その動きが、市域全体に広がることを目指す。

本業務は、市民へのSDGsの更なる理解浸透等を目的とし、公共施設掲出用ポスター、私鉄車両広告ポスター等、各広告物のデザイン制作及び印刷等を行うものである。

4 制作物の内容

以下の内容を盛り込んだ各広報物のデザイン・版下作成・印刷

※ 各ポスターについては基本的に同一の内容・デザインをベースとし、各サイズに合わせ、レイアウト等を調整すること。

※ チラシについては、各ポスターと統一性を持たせたデザインとすること。

(1) デザインコンセプト

<狙い・到達目標・デザインの方向性>

- ・ 「SDGs 未来都市 京都」のオリジナルマークの認知度向上
- ・ 市民・団体・企業・学校・行政などがパートナーシップで（「自分ごと」だけでなく「みんなごと」として）連携し、SDGsを推進していくことが大切であることを知ってもらう。
- ・ 幅広い層の方が興味を持ち、分かりやすく、印象に残るものである
- ・ 京都のまちを想起させるものであり、京都市からのお知らせであることが明確である

<必須条件>

- ・ 「SDGs 未来都市 京都」のオリジナルマーク（最終頁参照）を入れること
- ・ 「京都市SDGs 未来都市計画」に掲げている2030年にあるべき姿についての文言を入れること

(参考サイト：京都市情報館)

京都市SDGs未来都市計画について

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000291027.html>

2030年にあるべき姿について（リーフレット上部の赤枠内参照）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/cmsfiles/contents/0000291/291027/KYOTOSDGSleaflet2.pdf>

(2) 仕様

① ポスター（公共施設掲出用）

仕様：縦印刷（B2サイズ・片面カラー）

印刷数：300部

用紙：マットコート紙（もしくは準ずる仕様のもの）

110kg～135kg

② ポスター（私鉄車両広告用）

仕様：横印刷（B3サイズ・片面カラー）

印刷数：150部

用紙：マットコート紙（もしくは準ずる仕様のもの）135kg

③ A4チラシ

仕様：縦印刷（A4サイズ・片面カラー）

印刷数：500部

用紙：マットコート紙70kg～90kg

(3) 納品

納品先：京都市総合企画局総合政策室

納品日：令和6年3月22日（金）

5 電子データでの納品と仕様

本業務で制作したデザインの版下データについては、上記納品日までに、メール及びCD-Rで提出すること。提出する電子データの仕様は以下のとおり。

(1) 電子データは、Microsoft社Windows10上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては以下のとおりとする。

- ・文章：Microsoft社Word

- ・画像：BMP形式又はJPEG形式及びai形式

- ・ポスター：BMP形式又はJPEG形式又はpdf形式及びai形式

(3) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては、本市の指示に従うこと。

6 打合せの回数

(1) ポスター等の各広報物のデザイン・版下作成に係る業務について

原案作成時 2回以上

デザイン及び文字校正時 2回以上

色校正時 1回以上

7 著作権等について

- (1) 本業務の実施により、得られた成果物の著作権、著作権等の一切の権利は、全て京都市に帰属する。また、成果物や成果物に使用される画像やイラスト等について、市が他の広報物にも活用できるものとする。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利については、契約者が納品前に適切な処理を行うこととし、その経費は契約金額に含むものとする。

8 その他留意事項

- (1) 本市との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 仕様書に定めのない事項又は本業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、京都市総合企画局総合政策室SDGs・レジリエントシティ推進担当と協議し、その決定に従うものとする。
- (3) 契約者は、本業務において知り得た個人情報については、京都市個人情報保護条例等に基づき、適正に管理し取り扱うこと。また、本業務が完了した後においても、同様とする。
- (4) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て契約者の責任において処理することとする。
- (5) 契約者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、本市に有益な提案を積極的に行うこと。
- (6) 契約者は、本仕様書に記載されている事項の他、本市の条例や規則等を遵守すること。
- (7) 業務の成果について公表する場合は、事前に本市と協議すること。

「SDGs未来都市 京都」のオリジナルマーク



SDGs未来都市 京都